

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する外出自粛要請等について

九戸村新型インフルエンザ等対策本部

本部長 晴山裕康（公印省略）

令和2年5月4日、特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長が決定されました。

また、翌5月5日岩手県知事から5月31日までの不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することは極力避けるよう要請がありました。

上記の要請を踏まえ、当村の対策本部は、以下のとおり要請いたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、県をまたぐ移動を控えてください。
- ・ 特定警戒都道府県への出入りをできるだけ自粛してください。
- ・ 特定警戒都道府県からの来村・帰村の方は、来村・帰村後2週間の不要不急の外出を自粛していただくようお願いいたします。
- ・ やむを得ず外出する際や人との面会時には、必ずマスクの着用をお願いします。
- ・ 転入等の必要な手続き等につきましては、来庁前に住民生活課窓口（0195-42-2111 内線 213）までご連絡をいただきますようお願いいたします。

※ 特定警戒都道府県（北海道、茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）

---

村公共施設の休館及び休業の解除について

令和2年5月5日付で示された岩手県からの方針に基づき、令和2年5月7日から下記施設の休館・休業を解除いたします。

ご利用の際には、3つの密（密閉、密集、密接）を避け、マスクの着用や手洗いの徹底にご協力をお願いします。

- ・ 体育センター（アリーナ・トレーニングルーム）
- ・ 陸上競技場
- ・ 野球場
- ・ ゲートボール場
- ・ 小中学校